従来から実施している対面での審査を希望 される方の本人確認について (平成30年4月1日から実施)

受付窓口において、その都度次の書類(現在有効な原本)をご提示ください。

書類を提出できる方	確認書類
行政書士	行政書士証票
行政書士補助者	行政書士補助者証
個人事業主	運転免許証
個人事業主の家族	健康保険証
個人事業主の従業員	その他所属を確認できる
法人役員	書類
法人の従業員	

法律で定めのある場合を除き行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁止されており、違反した場合は、懲役又は罰金刑に処される旨、規定されています。